

表 2-20 鹿児島城関係文献目録 (1)

<凡例>

1. 鹿児島城の築城(経緯を含む)及び修理、城域の規模や利用、施設の造営及び名称の変更、西南戦争を含む火災等についての文献資料(古文書)と鹿児島城下の様相を把握できる絵図について、現時点で把握できたものを作成年代の古いと思われる順に並べた。なお後世編纂物内に出てくる記事のうち、過去の内容に言及しているものについてはその時期に挿入し、文末に(後世記事)と記してある。
2. 刊本については『資料名』巻号-(ハイフン)史料番号又は見出し、史料については「所蔵機関(及び資料名)、『史料名』-(ハイフン)年月日条」の順で記した。
3. 所蔵機関(及び資料名)については、スペースの関係から以下の所蔵機関を略称で表記した。鹿児島大学附属図書館蔵玉里文庫→鹿児島大学蔵玉里文庫、東京大学史料編纂所蔵島津家文書→東大島津家文書、鹿児島県歴史・美術センター黎明館→黎明館

和暦	西暦	日付	出典・備考	
貞和6 観応元年	1350		南朝方が上山城を窺ったため、島津貞久が上山城に入り、比志島範平に一族を動員させる。合戦に至らず	『鹿児島県史料 旧記雑録(前編)』1-2320
応永35頃	1428頃		「怨翁公建忠寺定書」に上山城は「古城」とあり、この時すでに廃城となっていたらしい(後世記事)	『三國名勝図会』1-薩隅日総説
天文4	1535		島津貞久、伊集院忠朝に上山城を攻略させ、貞久自身が上山城に移り地頭として在城(後世記事)	鹿児島大学蔵、文政五年鹿児島城絵図
天文8	1539		紫原合戦の際、島津貞久、上山城に入り、実久側の谷山勢と戦い勝利(後世記事)	鹿児島大学蔵、文政五年鹿児島城絵図
天正19	1591		旧記によれば、天正19年に鹿児島上野山城にて鉄砲が行われた。また、慶長7年には(初代藩主)島津家久が鹿児島から出馬し上洛とあり、その時までには上山城が御所となっていたらしい(後世記事)	『鹿児島県史料 薩藩名勝考』-鶴丸山
慶長5	1600	5月25日	島津家久が、瓜生野(建昌)城への移城を父義弘に相談したところ、土地の水相・水利が悪く、土木工事には多くの人力と時間を要すると指摘される。瓜生野(建昌)城へ移城するよりは、鹿児島内に御座所を見立てた方がよいとの返信。東福寺城や周辺の侍屋敷を活かすことを勧める	『鹿児島県史料 旧記雑録(後編)』3-1113 『鹿児島県史料 島津家』
			鹿児島城築城に当たり、鹿児島にいた江夏友賢(自閑)という天文地理に詳しい唐人がおり、城地を占わせたところ、「四神相応の地であり大吉、屋形を巽位に向けて構え、鹿児島御内城より鹿児島城に移した方がよい」との結果が出た。また政務を行う場所は古くから「城」と呼ばず「屋形」と呼んでいた(後世記事)	『新薩藩叢書』1-薩藩旧伝巻集ノ五 『三國名勝図会』1-薩隅日総説
慶長6	1601	1月17日	島津家久、上之山へ出かけ諸侍屋敷を見る	鹿児島大学蔵、「経兼日記」-慶長6年正月十七日条
		1月18日	上之山の普請が始まる	鹿児島大学蔵、「経兼日記」-慶長6年正月十八日条
慶長7	1602	7月16日	島津家久の鹿児島の上山城に新城を普請する考えに対して、(父の)義弘が諸侍屋敷の転移問題や、諸侍屋敷が海に近すぎるため防衛上に問題があるとして上山城ではなく、東福寺城や清水城と、周辺の諸侍屋敷を活かすことを勧める	『鹿児島県史料 旧記雑録(後編)』3-1660
		9月11日	島津家久が(義父の)義久へ上山城普請に関して連絡し、義久より「上之山城のことは承知した、これらについては「柵櫓」(権山権左衛門(久高))、「鎌雲」(鎌田出雲(政近))に仰せ付けるように」との書状	『鹿児島県史料 旧記雑録(後編)』3-1703
		12月12日	島津家久が(義父の)義久へ上山城普請に関して連絡し、義久より「鹿児島城屋敷の普請の儀については承知した」との書状	『鹿児島県史料 旧記雑録(後編)』3-1745
		12月13日	鹿児島城普請についてはまだ受け付けていない。さらに普請については義久より申し渡すとのことなので、明日宰相が鹿児島へ見廻りに訪れる際、普請の儀については鹿児島島役人衆へ申し渡すように	『鹿児島県史料 旧記雑録(後編)』3-1746
			島津家久が慶長7年本御内より御移城(後世記事)	『藩法集8 鹿児島藩』上-306
			御居城附之書に慶長7年に島津家久が山下に御屋形(敷)を構えて移ったと記載(後世記事)	鹿児島大学蔵、「見聞秘記」
			「御元祖以来御居城之事」として、鹿児島城に関しては「鹿児島郡鹿児島上之山」に「当御城」があり、慶長7年に島津家久が山下に「御屋敷」を構えて、「本御内」より移るとある(後世記事)	『鹿児島県史料集 薩藩政要録』-10
			鹿児島城は慶長7年、島津家久が築城(後世記事)	『三國名勝図会』1-薩隅日総説
慶長11	1606	4月14日	鹿児島上之山城普請について、帖佐より移る家もいまだできておらず、秋ごろには完成する予定	『鹿児島県史料 旧記雑録(後編)』4-190
		5月1日	鹿児島城の書院や数寄屋の用材の仕立て、過半ができたとのこと	『鹿児島県史料 旧記雑録(後編)』4-204
		6月6日	楼門前板橋の渡り初め	『鹿児島県史料 旧記雑録(後編)』4-215・216
慶長15	1610		島津家久が山下を御座所とする間は、(日置島津家)島津常久に上ノ山城を預けた。慶長15年夏に上山に家居が完成し、8月に引越し、慶長18年10月に妻子も引っ越した(後世記事)	鹿児島大学蔵、文政五年鹿児島城絵図
慶長17	1612	9月11日	慶長17年9月11日には楼門の柱立が行われた(後世記事)	『薩藩名勝考』-鶴丸山
		10月	慶長17年10月に鹿児島上之山作事が完了	鹿児島大学蔵、「旧典抜書」(人)-宝暦6年12月条
慶長18	1613	9月17日	伊地知重廉、奥ノ御屋作を見舞う	『鹿児島県史料 旧記雑録(後編)』4-1074
		9月18日	島津家久、鹿児島城大奥に移る	『鹿児島県史料 旧記雑録(後編)』4-1074
慶長19	1614	5月29日	慶長19年甲寅5月29日、鹿児島上山城を預かっていた(日置島津家)島津常久、上山城において死去。瀬口兵右衛門・岩本孫兵衛・木下藤吉左衛門殉死	『鹿児島県史料 旧記雑録(後編)』4-1100
慶長19頃	1614頃	12月29日	御座所を建昌へ移し替えたいこと、相良氏に同心してもらって形申し入れたが、この節は鹿児島で耐えるのが第一であるとの返事	『鹿児島県史料 旧記雑録(後編)』4-1320
元和元	1615	閏6月13日	国中の城内、居城以外を破却するようにとの老中奉書(いわゆる「一国一城令」に関する老中奉書)	『鹿児島県史料 旧記雑録(後編)』4-1280
		12月29日	御居城の儀について、御使札の趣、御一書御口上の通り承知したが、裁定については駿府(徳川家康)の御意を得、その命に従うように	『鹿児島県史料 旧記雑録(後編)』4-1319
寛永3	1626	7月8日	御城の岸に小松が生えているので取り除くように	『鹿児島県史料 旧記雑録(後編)』5-37
寛永5	1628	4月12日	御書院(普請)については来年百姓方が多忙でない時分に命じる	『鹿児島県史料 旧記雑録(後編)』5-152
寛永10	1633		島津家久、幕府の上使に建昌城を視察させ築城の許可を打診。建昌城は石垣や水利などの面から居城に不向きと判断される。一方、その後訪れた国分城は、豊富な水があり水利にすぐれ、諸方からの出入口が隘阻であり、田畑も過分に抱えるなど日本一の名城であるべきとの評価	『鹿児島県史料 旧記雑録(後編)』5-676
寛永13	1636	2月21日	国分へ移るための始末のこと、(2代藩主)島津光久の帰国時期を検討すること、島津家久等隠居のこと、その際の居所のこと	『鹿児島県史料 旧記雑録(後編)』5-906
		3月14日	(鹿児島城からの)居城移転の検討がなされた(大隈国府城の追手裏口に建門、城内に番屋を作り、少々番の者をおき、山下に屋敷を構え、光久が居城する支度について絵図をもって申請を行ったところ、許可される)	『鹿児島県史料 旧記雑録(後編)』5-911・912
寛永15	1638		国分新城の普請について、川堀の問題や百姓などへの負担、幕府への配慮などから延期が決まる	『鹿児島県史料 旧記雑録(後編)』5-1301
寛永16	1639	8月15日	鹿児島城の殿舎について、老朽化と虫害が進行しているため、新規普請を企図する。国府の御城については、島津家久存命中に光久の居城として整備することを幕府の酒井謙崎守に許可を得ている	『鹿児島県史料 旧記雑録(後編)』6-48
		10月18日	石垣が崩れかかっている件について、新規普請を行うことは難しいが、崩れた石垣の補修は旧状に復する場合は問題ない、崩れかかっている範囲が広い場合、絵図で申し出て、御目付票に見せる必要がある。御屋作も、後日国府へ移ることが道理にかなっていると納得してもらわなければならない	『鹿児島県史料 旧記雑録(後編)』6-65
		12月16日	城絵図の書き方について寛永(正保元)年12月、幕府が諸藩に正保城絵図の制作を命じる	『鹿児島県史料 旧記雑録(後編)』6-447

表2-20 鹿児島城関係文献目録(2)

正保2	1645	5月26日	鹿児島城の海手の石垣が破損したことについて。高さ三間半、長さ五百間のところを築き出したいとのこと、幕府に修理の許可を願ったところ、普請が許される。南の方の舟入の浸漑についても同様に許される。	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』1-27
慶安3	1650	8月28日	「鹿児島山下居所異之方」の石垣破損、修復許可	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』1-330
		10月15日	夏中の大雨により御居城(鹿児島城)の石垣が破損したことについて(島原藩主高力忠房が)御老中に申し入れたところ、(御老中より)復旧するようにとの奉書を遣わしたとの知らせ	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』1-341
慶安5	1652	4月20日	島津光久、内書を下して、新しい御殿が竣功していなければ小書院を用いること、門外へ出る際の供は城の小番・大番の中から時宜に応じて召し出すことなどを伝える	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』1-424
承応4	1655	2月4日	島津光久、内書を下して、新しい御殿が竣功していなければ小書院を用いること、門外へ出る際の供は城の小番・大番の中から時宜に応じて召し出すことなどを命じる	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』1-566 ※史料番号424と同一
寛文4	1664	7月10日	「鹿児島城南之方」の石垣2ヶ所破損、修復許可	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』1-1059
		6月18日	「鹿児島城居所」の堀3ヶ所、「侍屋敷廻」の堀2ヶ所の浸漑許可	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』1-1240
寛文8	1668	8月13日	老中久世広之、光久に書状を送り、城の堀の浸漑について先日達した奉書の旨を承知するよう伝える	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』1-1246
		1670	鹿児島城及び鹿児島城下絵図の内、現在確認できる最も古い絵図。上山城(城山)の記載が詳細で、上山城の位置に「鹿児島城」と記載され、麓の居所に関しては「居宅」と記載	鹿児島県立図書館、「薩藩御城下絵図」
延宝5	1677	4月8日	「鹿児島城乾方之門」が破損、新規建直し許可	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』1-1726
延宝8	1680	1月12日	鹿児島にて火災。下諸士家・御春屋・屋久蔵・下町まで残らず焼失(田尻火事)	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』1-1768
天和3	1683	11月21日	島津中務・島津伊賀屋敷から島津帯刀の本屋敷まで二之丸とするため、新たに地引を行う	鹿児島県立図書館、「古記」-天和3年11月21日条
		12月17日	二之丸作事開始	鹿児島県立図書館、「古記」-天和3年12月17日条
貞享元	1684	1月2日	二之丸直る。大工大凡400余人	鹿児島県立図書館、「古記」-貞享元年正月2日条
		1月24日	二之丸作事完了	鹿児島県立図書館、「古記」-貞享元年正月24日条
元禄3	1690	4月25日	新しく作事した場所(二之丸)を今後「御下屋敷」と改称するとの触が出る	鹿児島県立図書館、「古記」-貞享元年4月25日条
		8月14日	去冬に取りかかった城の門普請が完了し、門と橋の通り初めを行う	鹿児島県立図書館、「古記」-元禄3年8月14日条
元禄9	1696	4月23日	鹿児島に大火あり。上濱町から出火し、楼門及び櫓・対面所も悉く被災	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』1-2599
		4月23日	元禄9年4月23日の夜八時、鹿児島上町行屋より出火。城まで類焼する	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』1-2600・2601
		4月24日	上和泉屋町より出火、城も類焼。厩まで焼く。金銀蔵屋敷は残る	鹿児島県立図書館、「古記」-元禄9年4月24日条
		5月12日	元禄9年4月23日の鹿児島城下の火災について被害状況をまとめた絵図を幕府に提出。絵図の控の裏には、関係する奉書等が貼られ、経緯と被害状況及び、鹿児島城の修復の手続き、修復(普請)箇所についてがまとめられる	東大島津家文書、「鹿児島城絵図控」
		5月23日	鹿児島上濱町で出火し城まで類焼。居所・櫓・門・橋が焼失、石垣も焼け崩れる。石垣の築直し、楼門の新築、堀・橋の修復許可	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』1-2614
元禄12	1699	8月18日	鹿児島城火災後の普請が未だ終わらず	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』2-523
元禄14	1701	3月26日	城下の干潟を埋立て築地とし町屋とすること、築地内に小船の入る堀、居所の寅の方に大船渡の渡戸の築造を許可	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』2-953
元禄16	1703	6月21日	鹿児島城居所から南方の堀2箇所、南東の門堀1箇所、東北の間堀1箇所について、浸漑許可	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』2-1463
元禄17	1704	2月25日	元禄9年の火災後、まず楼門・外郭などを修理するも未だ終わらず。去年(元禄16年)には、先に対面所・広間を造営した。この日吉辰につき、島津綱貴、本丸に移る	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』2-1609
宝永4	1707	4月18日	本丸新造事終了、御座所を御下屋敷より本丸へ移す	鹿児島県立図書館、「古記」-宝永4年4月18日条
		8月晦日	各門や部屋・廊下の呼称を定める。北御門脇の新屋御門を長屋御門、御家老等の出入口を中之口、惣出入玄関を内玄関、近習番所入口の長屋御門を近習番所口、下浪の大額を掛けした廊下を浪瀬下と呼ぶ	鹿児島県立図書館、「古記」-宝永4年8月晦日条
宝永6	1709	5月5日	島津吉貴、父祖の志を継ぎ、紫尾山大願寺の再興と東照宮並みの位牌殿を造営せんとし、鹿児島城大手口に土地を定め、寺号を南泉院とする。この日より造営を始める	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』2-2790
宝永7	1710	4月7日	「御里御門」を内唱として「御花園御門」と改称	『藩法集8 鹿児島藩』(下)-2567
		4月16日	南泉院の宮殿および末寺観樹院・実相院・吉祥院、落成	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』2-2927
正徳2	1712		元禄9年4月23日の鹿児島城下の火災について被害状況をまとめた絵図・書状類を整理する。絵図は3枚製作し、江戸御家老邸、御記録所、御園御家老邸に置く	東大島津家文書、「鹿児島城絵図控」
		8月5日	孝行之間後の縁類を御臺子之間と呼称する	『藩法集8 鹿児島藩』(下)-2564
正徳3	1713	1月20日	鹿児島城下町大火	鹿児島県立図書館、「古記」-正徳3年1月20日条
		4月28日	鹿児島城下町大火	鹿児島県立図書館、「古記」-正徳3年4月28日条
		4月28日	火除けのため、鹿児島城下役座地および下町札辻より築地まで、春屋南市店境、土分の宅地を空き地とし、その後二之丸より下屋敷前まで火除地とする。鹿児島城坤隅(南西隅)の島津久達宅地を下屋敷囲いの中とする	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』3-207
			火除地を作るために、幕府に絵図を提出する。その写し。絵図の裏には、元禄9年の火災の後、正徳3年から4年にかけての鹿児島城下の改修(普請)の続き、改修箇所についてまとめ、複数の奉書等を絵図の裏に貼る	東大島津家文書、「鹿児島城絵図差出一件」
		9月11日	「鹿児島城絵図差出一件」の写し	鹿児島県立図書館、「正徳三年御城絵図」
享保6	1721	6月9日	本丸・下屋敷の殿舎の作事について、役座の移動、藩主(継豊)の諸役座を本丸に直す。下屋敷は御隠居方(吉貴)として作事に掛かる。御隠居御方を仰せつけられた役人は下屋敷長屋の中に当分は役座を建て、下屋敷の作事が終わるまでは御飯屋に移る。蔵方を御隠居御方とする	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』3-1263
		2月17日	御本丸溜之間を鷲之間と改称	『藩法集8 鹿児島藩』(下)-2565
享保10	1725	10月23日	御下屋敷角の辻番所と御殿角の辻番所を高役番所と呼称	『藩法集8 鹿児島藩』(下)-2566
享保12	1727	3月	鹿児島城下東口番所長方外北東之間、土居三ヶ所并に堀岸三ヶ所が去年の大雨で破損したので、修繕箇所を絵図に記し幕府に伺いを立てる	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』3-1944・1945
		3月11日	鹿児島城下東口番所長方外北東之間、土居三ヶ所并に堀岸三ヶ所、絵図の朱引の通りの修繕が認められる	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』3-1946・1947
享保14	1729	5月	鹿児島城下東口番所長方外北東之間、土居二ヶ所が去年の大雨により破損したので、幕府に修繕の伺いを立てる	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』3-2218・2219
		5月13日	鹿児島城下東口番所長方外北東之間、土居二ヶ所、絵図朱引の通りの修繕が認められる	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』3-2220
享保17	1732	8月28日	過去に願っていた鹿児島城下東口番所通、長方外北東ノ間、土居2箇所、土居堀岸3箇所修繕が認められる	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』4-442
享保19	1734	8月9日	過去に願っていた鹿児島城下東口番所、長方外北東ノ間、土居3箇所、土居堀岸4箇所の修繕が認められる	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』4-669

表 2-20 鹿児島城関係文献目録 (3)

享保20	1735	10月	島津継豊の鹿児島城の居城内にある櫓に虫が付いて危ないため、材木の取替と修補を願い出る	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』4-784
享保20	1735	10月	島津継豊の居城内にある櫓の修補について、届書と先例書を御用番松平左近将監(乗島)方の用人坂源七へ差し出したところ、趣旨を聞き置く旨伝えられる	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』4-786
延享2	1745	9月18日	鹿児島城下東口番所通、良方外北東ノ間、土居4箇所について、願出通り修補が認められる	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』4-2177
延享4	1747	4月2日	御台所後へ、お嘉久様(妙心院)屋敷の作事が成就。山下御用屋敷と呼称	『藩法集8 鹿児島藩』(下)-2577
		8月21日	鹿児島城下東口番所通、良方外北東ノ間、土居3箇所について、願出の通り修補を許可	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』5-78
寛延2	1749	春	四龍邸(二之丸御下屋敷)は鹿児島城の便殿であったが、島津吉貴の隠居の後に毀損してしまった。この度島津継豊が致仕した後、去秋から再びこの地に殿舎を建て、今春に竣工した。	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』5-426
		3月29日	御下屋敷の作事について、御座廻りが大方成就	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』5-428
宝暦6	1756		幕府国目付に対する鹿児島城に関する答書。鹿児島城は山城である。山城には本丸・二之丸があるが、櫓・堀・堀はない。南には大手口、北には岩崎口、西には新照院口があり、それぞれに御門があり、土番が任命されている。大手口より新照院口まで七町四十二間、新照院口より岩崎口まで七町三十三間あり、本丸は大手口の上、二之丸は御下屋敷上の松林である 城から概・下屋敷までの周囲は17町29間。良方(北東)の外堀の長さは2町7間、横幅は10間半、深さは2丈。東の裏通りの長さは1町27間。北方の入りは1町28間。南方の入りは1町47間。西方は二之丸から下山際まで1町20間。東の裏通りは1町45間、横幅は9間、深さ5尺。北方の堀の入りは1町20間、横幅9間、深さ1丈2尺。南方の堀の入りは1町57間、横幅9間、深さ5尺。橋は橋門前の一つで、北方の長屋門前は土居を通して橋は無い。全て一重橋であり、外郭は無い。 城内の建坪の事。総建坪は3235坪で、下屋敷の建坪は1250坪。本丸・二之丸の建坪は記されていない。 城門の数、櫓、矢狭間・鉄砲狭間の事。東には櫓門が1門、長さ(空白)間、横3間半、窓は4ヶ所。北には長屋門が1門、南側に櫓が1ヶ所あり、長さ27間、横3間半、窓6ヶ所。下屋敷の東門として平門1門、長屋門2門、南に長屋門1門。御殿には平門2門。矢狭間・鉄砲狭間は無い。 城内の蔵の数の事。土蔵7軒あり。それぞれ、長さ37間に横3間、13間に3間、8間に3間、7間に3間、2間に2間、11間に2間半、7間に3間。 城内の井戸の数の事。城山の内では5ヶ所で出水(湧水)が2ヶ所、岩崎方面は24ヶ所で出水2ヶ所。 下屋敷長屋の事。長屋が2棟あり、それぞれ、長さ45間に横3間、71間に2間半。 廊の数の事。総数12軒で、それぞれ、長さ16間に横3間、77間に3間半、19間に3間(2軒)、9間に3間(2軒)、7間に2間、5間に2間半(2軒)、6間に2間半、10間に3間、10間に3間半(3軒)。 曲輪内の侍屋敷の事。大手口に6ヶ所、岩崎方面に41ヶ所。 下屋敷前の空地の事。中小路から東に縦81間、横58間。西に縦136間、横57間半。 吉野橋と堀の事。岩崎口から海際まで4町16間。吉野橋から上へは2町7間。堀を修復する際に公儀に届けた時の幅は、吉野橋で10間半、新橋で16間、海際で26間、深さは6尺5寸。 役所の事。家老座・異国方・勝手方・大目附座・六与所・側用人座・御用人座・近習役所・納戸・兵具所・使番役所・記録所・高奉行所・物奉行所・殿・右筆所・目付役所・糾明奉行所・郡方・書院方・台所は堀内に在り。寺社奉行所・勘定所・町奉行所・山奉行所・宗門改方・代官所は屋敷内に在り。普請方・細工所は築地に在り。評定所・春屋は中福良に在り。 升形の事。升形は千石馬場の突き当たりを前々から升形と称してきたが、繩張りなどは定めていない。	『鹿児島県史料集 通昭録』1-「監察使答問抄」
宝暦9	1759	4月21日	普請方より出火、奉行所や材木蔵が焼失し、外長屋並びに検者所が残った。人馬の被害なし	『鹿児島県史料集 三州御治世要覧』「年代記」-宝暦9年4月21日条
		閏7月3日	御城東御門橋造替えが完了し、渡初を行う	『鹿児島県史料集 三州御治世要覧』「年代記」-宝暦9年閏7月3日条
宝暦10	1760	8月27日	鹿児島城下東口番所通、良方外北東ノ間、土居2箇所について、願出の通り修補が認められる	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』5-2413
宝暦12	1762	10月25日	御敷台脇跡を中之間口と呼称。表御書院について三間あり、上之間・二之間・末之間と呼称。蓋子之間上座、秦吉了(キウクハン)之間、この跡を新座と呼称(ただし秦吉了の絵がかかぬ)。御家老座より御取付之間へ通る角を藁之間と呼称(藁の絵がかかぬ)。諸人通融の玄喚を中之間、同じく上之間は溜之間と呼称。内御玄喚の上之座を内御玄喚上之間といい、下之座を御懸掛之間と呼称。この跡鶴之間と呼称していた場所を藁之間と呼称	『藩法集8 鹿児島藩』(下)-2568
明和3	1766	8月25日	鹿児島城下東口番所通良方外東北の間、土居2箇所、5月23日の大雨で崩れたので、修補を願出	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』6-324・325
		9月2日	鹿児島城下東口番所通良方外東北の間、願出の通り修補が認められた	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』6-326
明和4	1767	7月11日	鹿児島城下東口番所通良方外東北の間、土居6箇所、5月26日の大雨で崩れたので、修補を願出	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』6-391・392
		8月5日	鹿児島城下東口番所通良方外東北の間、土居6箇所、願出の通り修補が認められた	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』6-406
		9月21日	鹿児島城下東口番所通良方外東北の間、土居6箇所の修補が認められたことに対する請書	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』6-418
安永2	1773		安永2年2月(造士館)聖廟を創建、8月聖堂が落成、10月医学院の創建を命じる。この年城下に下馬碑の建立	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』6-991
		3月6日	聖堂・講堂、その他諸稽古場(造士館・演武館)の造立を命じる	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』6-1009
			安永2年有司に命じ、造士館・演武館を創建、初め城下の南に有り、2月に始め安永2年8月に落成	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』6-1082
		5月	4月19日、御城下犬垣を取り除き、下乗札・下馬札を建てる。御楼門地幅ママ。諸役座長の南泉院下通りは、下乗下馬に及ばないとの仰せ	『藩法集8 鹿児島藩』(下)-2617
安永3	1774	正月29日	御城廻りの警戒のため、新橋下の方・枳形入口等の二ヶ所に柵門・番所を設置	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』6-1160
		5月14日	安永2年有司に命じ、医学院を府城の南に創建する。安永2年10月にはじめ、安永3年2月に落成する。院中には神農殿を建立し、影像を安置する 国史館(御記録所)は初め府城本丸の内に有り、元禄9年4月23日府城火災に合い、宝永3年10月23日府城便殿四龍邸(二之丸御下屋敷)の内に仮置く。正徳3年5月15日府城北御殿の内内屋に設置。明和8年11月17日重豪は有司に命じ、府城の南に卜定する。安永3年5月14日に落成する	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』6-1164・1184 『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』6-1191
安永4	1775		門及び瀧所を城下の西田橋口・鞆整藝西北両所に門及び瀧所を設置。升形口及び新橋・吉野橋に柵門建てたて、それぞれに番鎖を設置	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』6-1251 『藩法集8 鹿児島藩』(下)-2596
		3月	枳形御門・新橋御門・吉野橋御門・西田橋口御門・鞆整藝御門に改称	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』6-1252
安永6	1777		安永癸巳に(造士館)宣成殿を創建。6月に聖堂奉行・講堂学頭を置き、諸生を教育させる	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』6-1457
安永8	1779	11月	安永8年、治暦の館を創建し、明時館(天文館)とする。8月13日から建設をはじめ、10月26日に完成した。明時館の創建の経緯などについて。	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』6-1652・1653
天明2	1782	12月	南御門のことを銅御門、東御切手御門のことを東御門と改称	『藩法集8 鹿児島藩』(下)-2573

表 2-20 鹿児島城関係文献目録 (4)

天明4	1784	3月	琉球仮屋について、琉球館と改称	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』6-2087
		10月1日	9月御作事奉行を置き、10月1日二丸を造る	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』6-2119
		11月3日	御本殿のことを内輪では一御殿と改称	『藩法集8 鹿児島藩』(下)-2580
天明5	1785	1月9日	泰吉之間を臺子之間と改称、鳩之間を同公之間と改称(ただし鳩之間の絵がかかる)	『藩法集8 鹿児島藩』(下)-2569-2570
		2月16日	幕府に嫡子または隠居の居宅として届出ている御屋敷敷地を内輪にて「二之丸」と呼ぶよう仰せ渡される。妙心院が住んでいた屋敷を「山下御屋敷」と読んでいたが、二丸一円に仰せつけ、当分、山下御鷹部屋当たりまでを「山下」と呼ぶよう仰せ渡される。その他、「二丸御門」→「矢来御門」、「南口御門」→「御台所御門」、「御下屋敷御門」→「二丸御門」、「御下屋敷清御門」→「南御門」、「御勘定所門」→「御役所御門」、「随神門脇御中門」→「花園御門」へと改称	『藩法集8 鹿児島藩』(下)-2579 『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』6-2196
		4月	御書院の御勝手方之間、この節できた御小屋敷のことを中之間と呼ぶ。	『藩法集8 鹿児島藩』(下)-2581
		8月	この節、普請した御庭は、二之丸御庭と呼ぶ(二之丸庭園の普請)。内玄喚のことを御内玄喚と改称	『藩法集8 鹿児島藩』(下)-2582
		8月19日	御納戸・御兵具所・御記録所・御廩について、役所札から御の字を外すよう去申年に仰せ渡されたが、御の字を戻す。また、御納戸方、御兵具所方なども合わせて用いる。内玄喚のことを御内玄喚と改称	『藩法集8 鹿児島藩』(下)-2583-2584
天明6	1786	1月	両御殿口鈴之口之事、奥口と改称	『藩法集8 鹿児島藩』(下)-2575
		4月	樋之間を竹之間と改称	『藩法集8 鹿児島藩』(下)-2585
		6月9日	奥口のことを鳴子之口と改称	『藩法集8 鹿児島藩』(下)-2576
		7月25日	御家老典所のことを大身分触役所、六組所のことを六組触役所と改称	『藩法集8 鹿児島藩』(下)-2586
天明7	1787		二之丸造営。11月25日起工、翌年8月24日広間・書院など組成。しかし、同年京都で火災、費用負担のため、造営は暫く措かれる	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』7-2
寛政4	1792	1月2日	正月2日二之丸造営再起工し、同3年6月12日に便室内庁完成。同4年4月27日に移徙の儀を執行	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』7-112
		11月18日	花鳥御門を西口御門と改称	『藩法集8 鹿児島藩』(下)-2588
文化4	1807		「文政四年略図」の原因が写しと考えられるもの。屋敷・町割・人名・町名等が詳細に記載される	鹿児島県立図書館、「鹿児島御城下明細図」
文化7	1810	1月	鹿児島城橋1ヶ所長八間、横三間三尺、これまで板橋で度々朽ち損じたので石橋に変更を願ひ、絵図添え向う(御楼門橋石橋二架併向)	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』7-1075
			鹿児島城楼門前橋の石橋への架替が許可される	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』7-1080
文政4頃	1821頃		『薩摩風土記』所収。御楼門・角櫓・堀・石垣・大手橋等が簡略に描かれる	国立国会図書館、「薩摩風土記」「鹿児島城下略図」
文政5	1822		文政5年に描かれた鹿児島城絵図を大正15年に複写したもの。鹿児島城下の南泉院より磯に至るまで城山・川・道・神社・仏閣・屋敷等について詳細に記載。城跡、社寺等についてその由緒を記す	鹿児島市立文庫、「文政五年鹿児島城絵図」
文政13	1830		鹿児島中諸屋敷敷地のこと。土屋敷1831箇所、内、571箇所が上方(内2箇所が佐土原仮屋、琉球館)、865箇所が下方、55箇所が岩崎東福ヶ城御城内、340箇所が新上橋、西田、高麗町、荒田、武、中村、草牟田、吉野、上伊敷、下伊敷、犬迫、坂元	『鹿児島県史料集 薩藩政要録』-66
文政一 天保期	1818- 1844		大坂商人高木善助が記した旅日記に描かれた絵図。鹿児島城域内が描かれる	鹿児島県立図書館、「城山南面屋形前之図」
天保14	1843		六曲屏風に天保年間の鹿児島(鶴丸)城と城下町の様子を描写。鹿児島(鶴丸)城を中心に、南東は南林寺付近、南西は西田町付近、北東は祇園之洲付近までの城下町全体を南東より俯瞰する	鹿児島市立美術館、「天保年間鹿児島城下絵図」
天保14	1843	9月9日	御楼門の建替は、この年3月16日から取り掛かり、この日に成就。御楼門に引き続き、兵具蔵東北の周囲の建て替え、北御門および張番所などの新造が命じられる	『鹿児島県史料 斉宣・斉興公史料』-443
天保期	1830- 1844		吉野橋から下川内池之平付近を描いた絵図で、鹿児島城のほぼ外郭を知ることができる	黎明館、「鹿児島絵図(文政前後)一吉野橋より下川内池之平付」
弘化元	1844	2月23日	この日より御楼門造り替えのため通行が差し止められる。理由は圓修補のためという	『鹿児島県史料 名越時敏史料』4-弘化元年2月23日条
		4月19日	名越時敏、修補中の御楼門を見物する。基礎は元のままで、(用材の)外面を削って磨き上げていた	『鹿児島県史料 名越時敏史料』4-弘化元年4月19日条
		5月21日	この日、御楼門の右の柱が立てられた。左の柱は先日既に立てられている	『鹿児島県史料 名越時敏史料』4-弘化元年5月21日条
		9月17日	御楼門の腕はこれまで瓦であったが、この度の補修で唐金(青銅)に造り替えられ、この日屋根に上げられた。鋳方は成田庄右衛門。五疋立御召馬廐の方から屋根への通路が付けられた	『鹿児島県史料 名越時敏史料』4-弘化元年9月17日条
	9月20日	御楼門の修補が成就したので、今日から有馬氏による七日間の祈禱が始められた	『鹿児島県史料 名越時敏史料』4-弘化元年9月20日条	
嘉永4	1851		御城内動植物園に花園に精錬所及び反射炉雛形を制作する	『鹿児島県史料 斉彬公史料』1-202
嘉永5	1852		2月7日城内御兵具蔵の改造を命じる。5月11日御兵具蔵改築の上棟式を行う。5月28日玉里邸御修造竣工。9月27日御兵具蔵及び画留番所等の改造竣工	『鹿児島県史料 斉彬公史料』1-226
嘉永6	1853	1月29日	北御門建替落成	『鹿児島県史料 斉彬公史料』1-262
嘉永6	1853	8月29日	鹿児島城下の海岸に台場の築造(大門口台場、祇園洲台場)を開始(その後、安政元年に弁天台場、安政3年に新波止台場、安政4年弁天台場改築)	『島津斉彬文書』(下)-174
安政4	1857		鹿児島城御本丸御休息所より二之丸探勝園茶屋まで電信を引く	『鹿児島県史料 斉彬公史料』1-204
安政5	1858		和蘭人が鹿児島に來訪した際、現在の城地であれば砲弾が届くとの指摘がなされる。台場や砦堡、胸壁の建設とともに、城地移転が検討される(候補地として国分城と蒲生城が挙げられ、測量を行い、国分の方が良いとする)	『鹿児島県史料 斉彬公史料』3-288
安政6	1859		安政6年頃製作と考えられる鹿児島城と城下町の絵図。屋敷居住者の人名まで記載される。「鹿児島県庁所蔵之印」の押印あり	鹿児島県立図書館、「旧薩藩御城下絵図」
文久3	1863	4月	南泉院郭内に照國神社創建	『鹿児島県史料 斉彬公史料』3-475
		4月4日	国分郷御飯屋内へ花倉御茶屋内の家屋移転に着手する旨、通達が出される	『鹿児島県史料 忠義公史料』2-275
		7月3日	薩英戦争で英国船大砲の砲弾が御城山に5つ・6つ、御楼門に1つ、二之丸辺りへ幾つも飛来	『鹿児島県史料 忠義公史料』2-476
		7月7日	国分への城地移転計画に対する佐土原藩主島津忠寛の意見。寛永の時も御城は8年、諸整備には約20年かかり、国分の位置も異なっていて不便である。戦争の指揮が必要な時に逃げ出してどうするか	『鹿児島県史料 忠義公史料』2-476
		7月10日	薩英戦争中に敵弾が来た箇所について、御城山、数知れず。御本丸大奥御二階1個、破裂せず。本丸桜之間御中門脇1個、破裂せず。御楼門2個、破裂。二ノ丸庭・浩然亭各1個、破裂せず。御台所庭1個、破裂せず。御城外護摩所1個、破裂せず*	『鹿児島県史料 忠義公史料』2-433
		7月11日	国分への城地移転の布達	『鹿児島県史料 忠義公史料』2-440
		7月16日	神瀬及び桜島燃崎両所砲台、及び国府遷城は後にすべき布達	『鹿児島県史料 忠義公史料』2-451
明治2	1869		鹿児島藩内の職制改廃が行われる。	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』8-819~863
		3月7日	造士館を廃止	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』8-835の5
		3月10日	医学院を廃止	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』8-837の2
		9月	演武館を廃止	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』8-913の2
		11月29日	旧南泉院跡に、島津家代々の惣社として鶴嶺神社を創建	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』8-938の1

表 2-20 鹿児島城関係文献目録（5）

明治3	1870	10月2日 12月27日	大砲局および旧垂水・宮之城島津家屋敷を取り払い練兵場を建設 (鹿児島城跡に)鎖西鎖台の分営を設け、城下の兵士は全て罷免	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』8-982の14 『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』8-1084の9
明治5	1872	2月 2月8日	表御門(御稜門)は定められた官員以外は通行を許可しない。西御門(矢来御門)は諸人の通行門とするが、鑑札の無い者は出入りを許可しない。 鎖台分営の門の下通り・吉野橋入口・元中ノ辻番所の角へ柵門を建て、訓練の時には閉じるようにする	『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』8-1087の2 『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』8-1087の3
明治6	1873		成尾常矩が40年以上前の原因を元に記憶している部分を補足して作成した本丸殿舎配置図	鹿児島市立美術館、「鹿児島城本丸殿舎配置図」
		3月24日	成尾常矩が城の荒廃ぶりを嘆き、記憶しているものを後世に伝えようとして作成した鹿児島城及び城下の絵図	鹿児島市立美術館、「鹿児島城屋形及びその周辺図」 個人蔵、「成尾常矩城下絵図」
		12月25日	7日の夜に鹿児島営所内の営所と屯営が皆焼失したとの電報が届いたので、一時的に熊本にある鎖西鎖台の本営にまとめたといふ	国立公文書館、「公文録・明治六年・第三十八巻・明治六年十二月・陸軍省何下」
		5月4日	城山新照院の方で初めて砲声を聞く。政府、旧小松帯刀邸・長崎用蔵宅を本営とする。哨兵線を布き、外部は旧船手の河岸より新上橋・西田橋・武之橋より川尻に至り、山手は新照院後ろの山より旧城山の内、和泉崎岩崎の北より山脈を東に渉り、旧厩新橋石蔵隅より海手辺迄、内部は山口馬場・高見馬場・天神馬場・千石馬場・山下橋・大手橋等に胸壁を築く 兵燹から避けるため、岩崎の宝庫を開き桜島へ移す。のち、岩崎宝庫は灰燼に帰する	『鹿児島県史料集 丁丑日誌』上-5月4日条 『鹿児島県史料 旧記雑録(追録)』8-1251
		9月8日	7日、午後6時頃より、政府軍の放火により県庁郭内に火が起り、郭内は残らず焼失	『鹿児島県史料集 丁丑日誌』(下)-9月8日条
		9月10日	賊兵城山島津邸私学校等に居り、官軍四面を取り囲み日夜大砲攻にて勢い良し。不日鎮定す可し	『鹿児島県史料集 丁丑日誌』(下)-9月10日条
明治10	1877	9月12日	西郷軍は旧大手或いは招魂社の周辺等に大概竹柵を設け、その所々の要地に穴を掘って砲弾を避けている。また、銃刀のない者がいて、これらは櫓木棒を携帯しているとのこと	『鹿児島県史料集 丁丑日誌』(下)-桜島出張御用掛西久保紀林ヨリ上申書
		9月12日	12日、久光の執事方が砲弾の中、二之丸にあった荷物を搬出、西郷軍が胸壁を築いていたが、各倉庫はそのまま、略奪したり邸内に侵入することはなかった	国立公文書館、「陸軍省大日記」-明治10年9月14日条
		9月17日	17日、政府軍の砲撃により、午前10時頃より岩崎へ放火。蔓延して私学校へ延焼し灰燼となる	『鹿児島県史料集 丁丑日誌』上-9月17日条
		9月17日	17日、政府軍の砲撃により、私学校・岩崎内焼失	『上村行微日記』-明治10年9月17日条
		9月22日	21日、政府軍の砲撃により二之丸焼失	国立公文書館、「陸軍省大日記」-軍機要領之部明治10年9月22日
明治17	1884		古跡鶴丸城址に関する歴史を記載	『鹿児島県史料集 鹿児島県地誌』
宝永6以降	1710以降		城山の状況を描いた絵図	東大島津家文書、「御城山総絵図」
明治41以降	1908以降		明治5年の天皇行幸の際に撮影された、鹿児島城の御稜門、御兵具所、居館、庭園、城山などの写真に対する解説	東大島津家文書、「旧鹿児島写真 説明書」
年月日未詳			鹿児島城内御対面所の襖等に描かれた装飾の目録	黎明館、「御対面所御襖杉戸絵目録」
年月日未詳			講釈師の伊東凌舎(草臣)が、鹿児島に滞留した際の見聞記に描かれた鹿児島城下の略図	国立公文書館、『かこしまふり』「鹿児島略図」

### 3 鹿児島市による調査

#### (1) 史跡城山に係る発掘調査等

発掘調査は、昭和61年（1986）に城山公園内（通称ドン広場）で道路（トンネル）建設に伴う事前調査が90㎡の範囲で行われた。次いで西南戦争関連遺跡として、平成23年（2011）～平成24年（2012）に鹿児島市教育委員会による地形測量調査及び金属探査が岩崎谷北側尾根一帯で実施された（図2-28参照）。

その結果、平成23年（2011）には19か所の堡塁跡と2か所の胸壁跡及び堡塁状遺構が、平成24年（2012）には5か所の堡塁跡が確認されている。金属探査では、弾丸や薬莖等が発見されている。2か所の堡塁状遺構は通常の堡塁跡と異なり非常に大型で、堡塁状遺構1は「観測指揮所」、堡塁状遺構2は「砲台跡」の可能性があるとされた。また、金属探知機を使った調査の結果、西南戦争当時のものと考えられる弾丸が13点、薬莖が6点確認された。また、刀の一部と思われるものも見つかった。縁金と考えられるが、西南戦争に関連するものかどうかは不明であるとされた。

平成30年（2018）は、指定地内に所在する堡塁跡周辺について、地形測量及び金属探査を行った。その結果、西南戦争当時のものと考えられる弾丸が1点発見された。

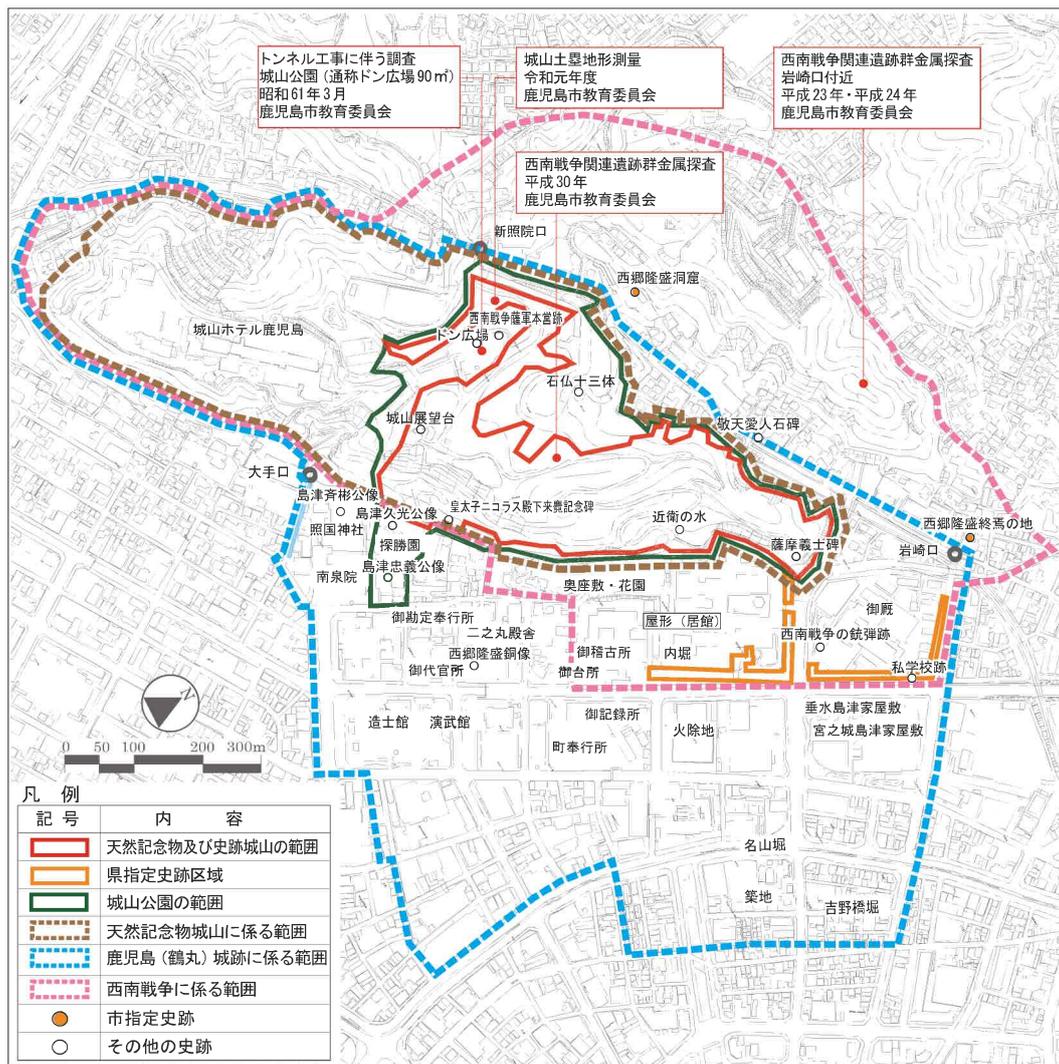


図2-11 遺構位置図（出典：天然記念物及び史跡城山保存活用計画）

令和元年（2019）は、ドン広場を囲む土塁の地形測量を実施した。令和2年（2020）には、鹿児島城跡の史跡追加指定に向けた発掘調査が行われ、土塁は自然地形を利用して切土や盛土で造成されていること、土塁の前面には空堀が巡っていることが確認された。

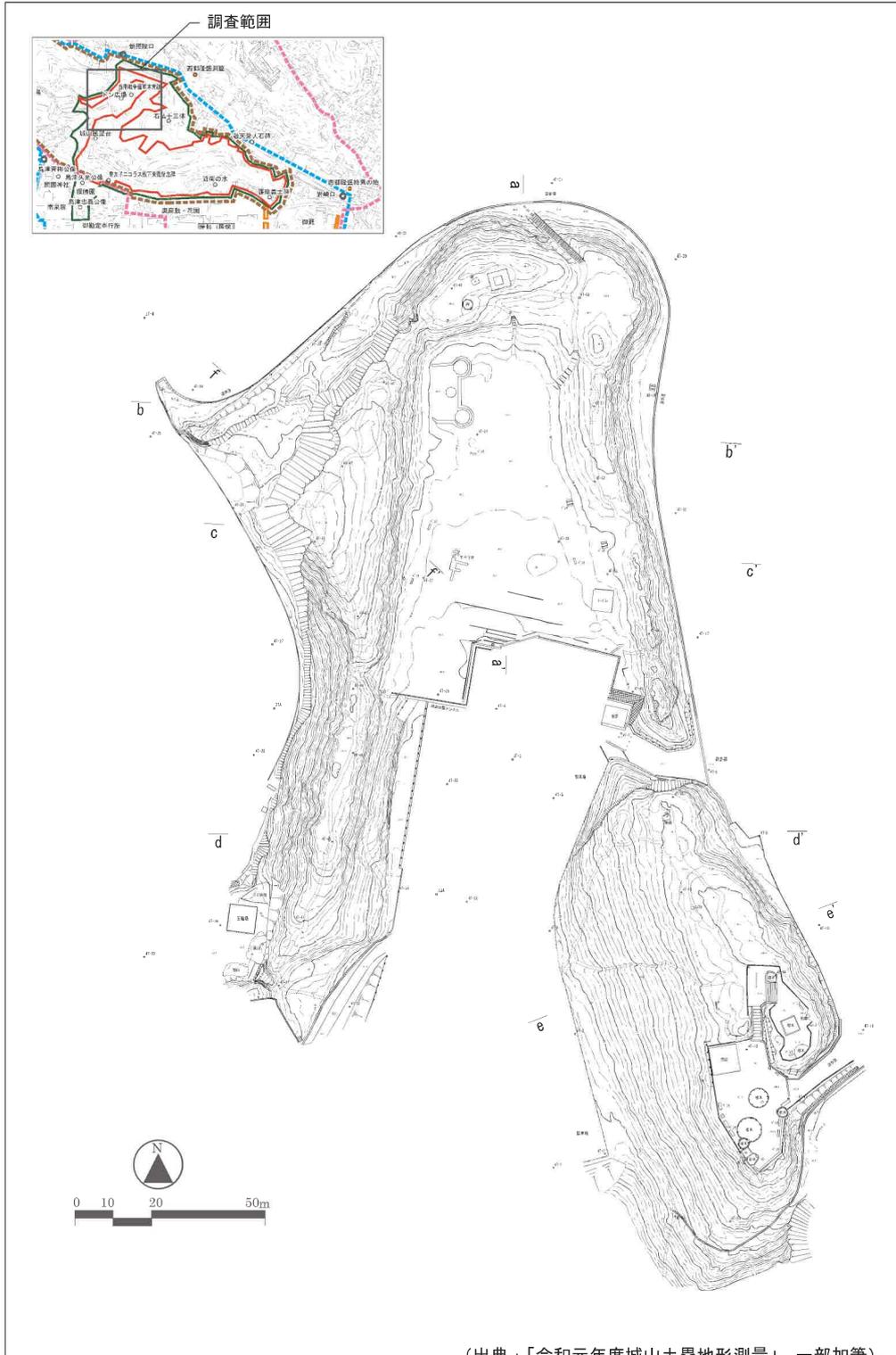


図2-12 城山土塁遺構及び周辺地形測量図（1：1500）  
（出典：天然記念物及び史跡城山保存活用計画）

## (2) 出土遺物

出土遺物としては、弾丸や薬莖、刀装具、鉄片その他金属製品等の西南戦争当時のものと思われる多数の遺物が発見された。

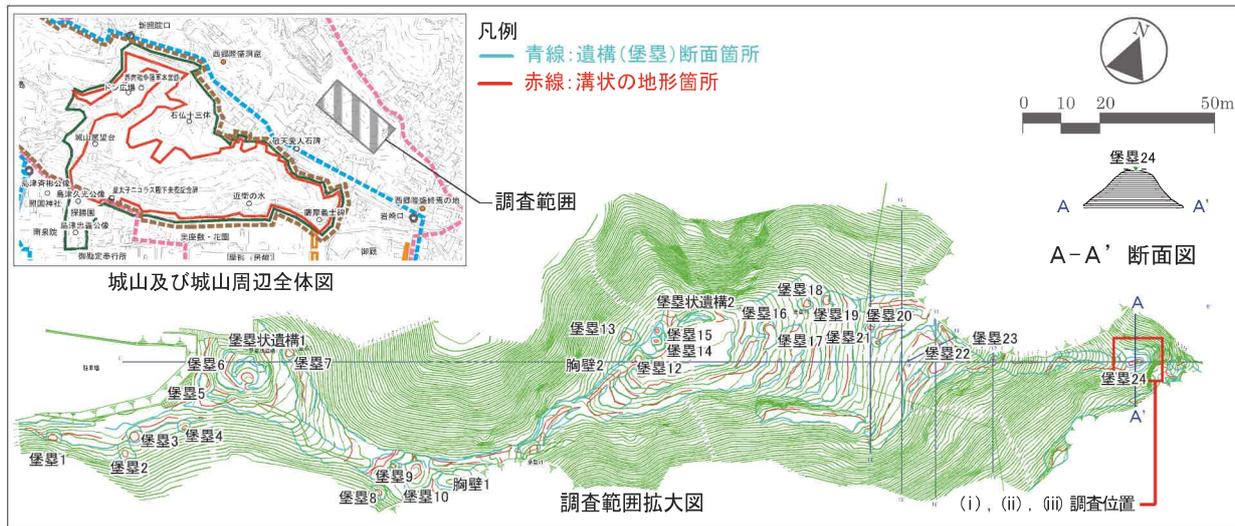


図2-13 調査位置図（出典：天然記念物及び史跡城山保存活用計画）

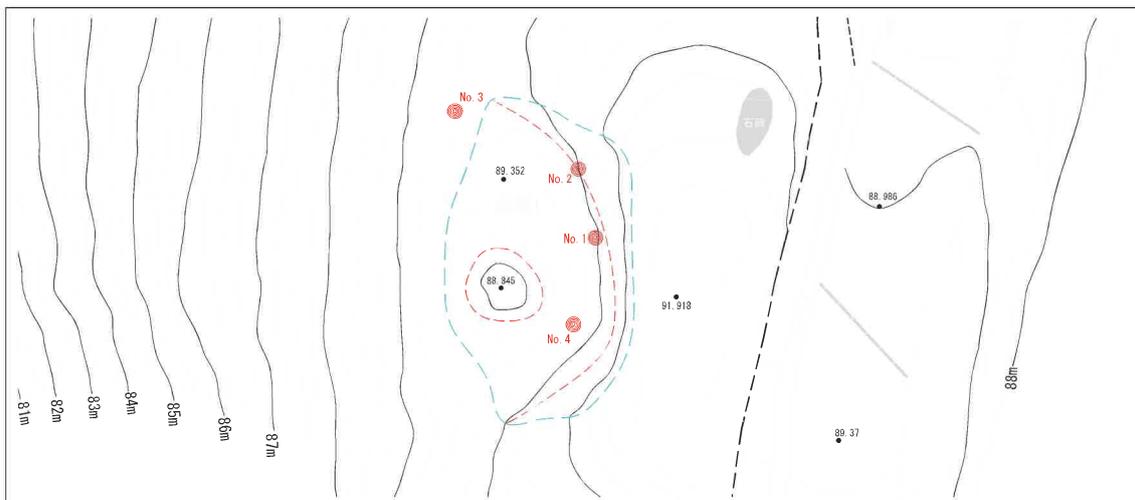


図2-14 地形測量図（出典：天然記念物及び史跡城山保存活用計画）

#### 4 天然記念物城山の調査

城山は、大正13年（1924）には、当時東北帝国大学講師であったハンス・モーリッシュ博士（後のウィーン大学総長）の「植物学者モーリッシュの大正ニッポン観察記（草思社）」によって、常緑広葉樹林やクスノキの大木群をはじめとする照葉樹林、及びそれらに着生する植物等が世界に紹介されている。

昭和6年（1931）に城山が国の天然記念物に指定された際の文化財的価値に関する説明は、次のとおりである。

「指定理由は、九州南部の特色を顕著にもつ照葉樹林やきんもくせい（ウスギモクセイ）の自生、また種々のツル性の植物や林床に繁茂する草本や暖地性のシダなど、多数の植物が見られることが文化財的な価値として認められたものである。」（次節参照）

その後、城山では、現在に至るまで、鹿児島市等によって植物相調査が行われてきた。過去に行われた植物相調査のうち、代表的なものについて、指定時からその後の城山の植物相の変化がわかるよう指定時の調査をベースとして次のようにまとめた。

1. 中井猛之進らによる鹿児島市城山植物調査報告（昭和6年（1931）調査時季不明）
2. 鹿児島大学農学部による調査記録（昭和29年（1954）調査時季不明）
3. 鹿児島市内中学校理科部による調査（昭和49年（1974）夏・秋）
4. 天然記念物城山の植物相と植生（平成14年（2002）春・夏・秋・冬）
5. 城山公園植生等現況調査（平成24年（2012）冬）

平成24年（2012）の植生調査によると、城山の東側全体はミミズバイースダジイ群集で被われ、高木層ではスダジイ、イスノキ、亜高木層ではショウベンノキ、ヤブニッケイ、低木層ではミミズバイ、アオキ、草本層ではヤブコウジ、ノシランで構成されている。

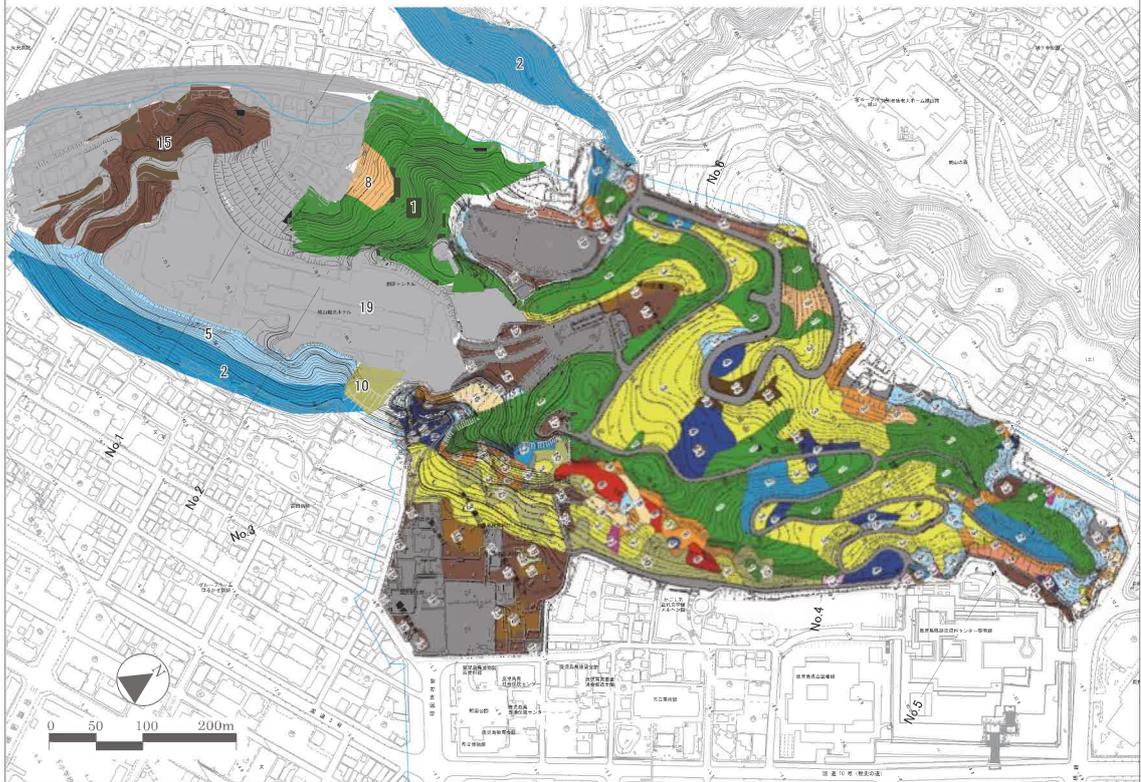
なお、城山では、昭和30年代には指定範囲の隣接地の開発により、遺構の毀損等も発生した。さらに近年は、様々な要因による区域外からのモウソウチク等の外来種の侵入などの課題を抱えている。

これらの課題に対し、鹿児島市では、「鹿児島市城山公園保全計画」（平成24年（2012）3月）や「天然記念物及び史跡城山保存活用計画」（令和2年（2020）3月）を策定し、部分的に二次的遷移を繰り返しながらも、九州南部の特色を顕著に持つ照葉樹林、ツル性の植物や暖地性のシダ等の希有な森林植物相を残している「城山」の保存活用に取り組んでいる。

凡例

記号	群落名
1	ミミズバイ-スダジイ群集
2	アラカシ群落
3	バクチノキ-バリバリノキ群落 (クスノキ植林)
4	エノキ群落
5	アカメガシワ-カラスザンショウ群落
6	クズ群落
7	ハヤトウリ群落
8	モウソウチク群落
9	メダケ群落
10	メダケ-クズ群落
11	ホウライチク群落

記号	群落名
12	トウチク群落
13	ダンチク群落
14	スギ植林
15	植栽樹群
16	ススキ-チガヤ群落
17	刈取草地 (人工草地)
18	公園 (シバ群落他)
19	道路・建物等の構造物
20	畑地・果樹園
21	開放水面
22	タマシダ-マメツタ群落



※「城山公園植生等現況調査 報告書」(平成 25 年 3 月) 現況植生図をベースに、寺田仁志氏による現地指導 (平成 30 年 10 月 11 日) 及び現地踏査 (平成 31 年 2 月 6 日) によるもの。(一部加筆)

図 2-15 城山の植生図 (出典: 天然記念物及び史跡城山保存活用計画)

## 第6節 史跡指定状況と経緯

### 1 指定に至る経緯

鹿児島城跡は、昭和5年（1930）、城山公園の一部に在郷軍人会が計画した車道建設に対し、学者グループや市の連合学舎らによる反対運動が開始されるなか、同年3月に行われた文化財指定のための事前調査の結果を踏まえ、昭和6年（1931）6月、史蹟名勝天然記念物保存法に基づき「城山」という名称で天然記念物及び史跡に指定された。その後、昭和28年（1953）9月と昭和43年（1968）3月に、本丸の石垣、堀及び御厩の石塀が、鹿児島県文化財保護条例に基づき県指定史跡となった。そして令和5年（2023）3月、本丸や二之丸が、文化財保護法に基づき史跡に追加指定されるとともに、史跡の名称が変更された。

なお、鹿児島城本丸跡の石垣及び堀の県指定に関しては、令和5年（2023）3月の史跡追加指定及び名称変更に伴い、指定解除となっている。

### 2 指定の状況

#### (1) 昭和6年の指定告示

告示：文部省告示第二百三十四号

史蹟名勝天然記念物保存法第一条ニ依リ左ノ通指定ス

昭和六年六月三日 文部大臣 田中隆三

名称	地名	地域
城山	鹿児島県鹿児島市 山下町	一一七番、二四八番ノ四、二五二番ノ一

指定面積：民有三筆九町四反大畝十歩（109,342.00㎡）

説明：島津氏ノ居城タリシ舊鶴丸城址ノ一部ニシテ、明治十年西郷隆盛此に據リ官軍に抗セン所ナリ

多数ノ亜熱帯性常緑闊葉樹繁茂シ殊ニきんもくせいノ自生アルニヨリテ著シ樹上ニハ種々ノ蔓性植物纏繞シ林底ニハ多数ノ草類及暖地性羊歯ノ群落アリ

種類ノ多キト發生ノ盛ナルコトハ九州南部ノ樹林中代表的ノモノナリ

保存要件：公益上必要已ムヲ得ザル場合ノ外樹木ノ伐採、植物ノ採取、移植其他現状ノ変更又ハ自動車ノ乗入等保存ニ影響ヲ及ボス虞リアル行爲ハ之ヲ許可セザルコトヲ要ス

指定事由：保存要目中天然記念物植物ノ部第二及び史蹟ノ部第四ニ依ル

管理団体：鹿児島市 昭和六年六月三十日

#### (2) 令和5年の追加指定及び名称変更告示

告示：文部科学省告示第17号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第九十九条第一項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる史跡に同表の中欄に掲げる地域を追加して指定し、その名称を改めて同表の下欄に掲げるとおりとしたので、同条

第三項の規定に基づき告示する。

令和五年五月二十日 文部科学大臣 永岡 桂子

上 欄		中 欄		下 欄
名 称	関係告示	所 在 地	地 域	名 称
城山	昭和六年文 部省告示第 二百三十四 号	鹿児島県鹿 児島市城山 町  同 照国町	五番一、五番九、一〇九番四、一〇 九番五、一一七番一、一一七番三、 一一七番七、一一七番九、一一七 番一〇、一一七番一一、二四七番、 二四八番ロ、二四九番、二五二番イ、 二六二番二、二六二番三、二六二番 六、二六二番七、二六二番八 十九番、二一番一、二一番三 鹿児島県鹿児島市城山町二四七番と 同城山町二四八番ロに挟まれ同城山 町二四八番四と同城山町二五二番一 に挟まれるまでの道路敷	鹿児島城跡

指定面積：123,833.37㎡（追加指定分）

※ 合計面積：233,175.37㎡

説 明：鹿児島城跡は、鹿児島市街地の中心部に位置し、市街地を取り囲む標高一〇〇メートルから二〇〇メートルのシラス台地の南端部に築かれた中世山城跡である「城山」地区（上山城跡）、その南東面の麓にある近世の「居館」地区、南側の俊寛堀と北側の吉野堀、東側の鹿児島湾に囲まれた外郭である「城下」地区で構成される。江戸時代を通して、薩摩国、大隅国、日向国諸県郡七二万九〇〇〇石余を領した鹿児島藩主島津氏一二代の居城となった近世城郭であり、「城山」あるいは「鶴丸城」として親しまれている。

島津氏と九州南部との関係は初代忠久が文治元年（一一八五）に摂関家領島津荘下司職、建久八年（一一九七）に薩摩・大隅両国家人奉行人に補任されたことに始まり、三代久経が蒙古襲来に備えて九州に下向した。城山に上山氏が上山城を築くのは南北朝時代とされる。その後、空き城ないし寺地となったが、天文八年（一五三九）、島津氏の重臣伊集院氏が再び山城として整備した。島津氏一八代で鹿児島初代藩主となる島津忠恒（後の家久）が居城を内城から移転し、上山城を利用しつつ、麓に屋形（居城）を加えて鹿児島城を築いたのは慶長六年（一六〇一）頃とされる。城山は江戸時代を通じて入山を規制されていたため、里山化せず、暖温带常緑広葉樹が多数繁茂し、シダ植物や着生植物等の多種多様な植物が確認されている。また、島津氏の居城としての鹿児島城を象徴する場所であり、西南戦争においても激戦が繰り広げられ西郷軍の本営にもなったことから、昭和六年（一九三一）に天然記念物及び史跡に指定された。

今回、追加指定を図るのは、「居館」地区の本丸、二之丸、城山の大手口の一部である。近世初期の鹿児島城は城山と麓の屋形（居館）からなり、藩主は居館に居住した。大手口は城山へと通じており城山番所が置かれていた（『鹿児島県史料旧記雑録後編』）。慶長年間（一五九六～一六一五）末頃に一応の完成をみるが、引き続き居館の増改築や補修が行

われた。宝暦六年（一七五六）の「監察使問答集上」（『鹿児島県史料集 通昭録』）によれば、鹿児島城の本丸・二之丸は「城山」にあるとされる。鹿児島城が描かれたもっとも古い絵図である寛文十年（一六七〇）の「薩藩御城下絵図」では、城山を背にして、居館北側を「大隅守殿居宅」、南側を「薩摩守殿居宅」とし、「薩摩守殿居宅」の東側の堀に面して北から多門櫓、御楼門、御角櫓が描かれている。城山の中心に「鹿児島城」と書かれており、当該期の城の認識をうかがうことができる。

八代藩主島津重豪の代になると、天明五年（一七八五）、「御嫡子様又ハ御隠居様御居宅」を「二之丸」と呼称し、「山下御屋敷」も二之丸の内に含めるように定められた。さらに、御台所の建設や二之丸御庭の整備が行われ、二之丸正面の火除地に聖堂、医学院、造士館、演武館、諸役屋敷が建設される。一代藩主島津斉彬は、嘉永四年（一八五一）、外御庭に精錬所及び反射炉雛形を作製し、安政四年（一八五八）には本丸御休息所から二之丸茶屋まで電信を引いた。天保十四年（一八四三）の「天保年間鹿児島城下絵図」には重豪による整備以降の城下及び城下町の様子を最も克明に描いている。この時期の絵図になると麓の居館に「本丸」「二之丸」という注記が入り、城山は背後の山として描かれるようになる。

令和二年（二〇二〇）度から令和三年度にかけて行われた鹿児島市教育委員会による上山城跡の発掘調査では、幅七・五メートルの堀切や一七世紀初頭以前に築かれた土塁等が確認され、さらに一八世紀代に薬研堀が箱堀に作り直され、城道として利用されたことが判明した。令和元年度から令和三年度にかけて鹿児島県立埋蔵文化財センターによって行われた発掘調査では、城山の入口である大手口跡において「鹿児島城絵図控」（元禄九年（一六九六））の「侍屋敷」に関係すると考えられる一七世紀代の石列や混石土塁、坪地業、鬼瓦等の遺物が検出された。居館においては、本丸において御殿内部の建物や御角櫓等の建物に伴う坪地業、基礎石列、排水溝等のほか、築山や池といった庭園の遺構、さらに能舞台の橋掛りが確認された。琉球陶器やオランダの文献を参考にして作られたと思われる日時計、ヨーロッパ製陶磁器等が出土し、二之丸では御台所で繻作りの焚き窯場と考えられるレンガ積遺構、陶磁器を製造していた建物、御稽古所、水泳場等、斉彬による近代化事業の遺構が確認されている。

鹿児島城は明治四年（一八七一）に鎮西鎮台第二分営が設置され、引き続き軍事施設として利用されていたが、同六年に失火により本丸の建物が焼失した。同十年に西南戦争が勃発すると、五月、六月の城下での戦いと九月の城山攻防戦で戦場となった。二之丸には廃藩置県後も島津久光が居住していたが、城山攻防戦の際に政府軍から砲撃を受け建物は焼失した。城山では西南戦争時に築かれた堡壘二四か所、胸壁二か所、観測指揮所、砲台跡の可能性のある堡壘状の遺構が確認されている。居館では私学校跡の石塀に残された銃弾痕が知られていたが、御楼門周辺の石垣にも砲弾痕、銃弾痕が確認され、多くの銃弾が出土している。なお、居館入口の枡

形にあった御楼門は令和二年に復元された。

このように、鹿児島城跡は、中世上山城を城の中心とし、近世にはその麓が島津氏の居城として拡張され、さらに近代の西南戦争も経験した重要な城郭である。よって「居館」地区の本丸、二之丸、城山の大手口の一部分を史跡に追加指定するとともに、これらを総称してその名称を「鹿児島城跡」に変更し、保護の万全を図るものである。（「月刊文化財」第713号（文化庁監修令和5年2月1日刊行）より転載）

指定基準：二. 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡、その他政治に関する遺跡

### (3) 史跡指定地の状況

指定範囲は図2-16のとおり、指定地の土地所有等の状況は下表のとおりである。

所有者	面積 (㎡)	地目	備考
国	254.00	畑	鹿児島市管理
鹿児島県	60,411.15	宅地	
鹿児島市	171,678.46	公園、保安林、公衆用道路、里道	
民間	831.76	境内地	
合計	233,175.37		

指定地の地番対応表

	令和5年（史跡追加指定）	昭和6年（天然記念物及び史跡指定）
名称	鹿児島城跡	城山
地名	鹿児島市城山町	鹿児島市山下町
地域	117番、248番4、252番1	117番、248番4、252番1
備考	昭和41年3月、土地区画整理法による換地処分に伴い地名変更	昭和6年6月3日告示

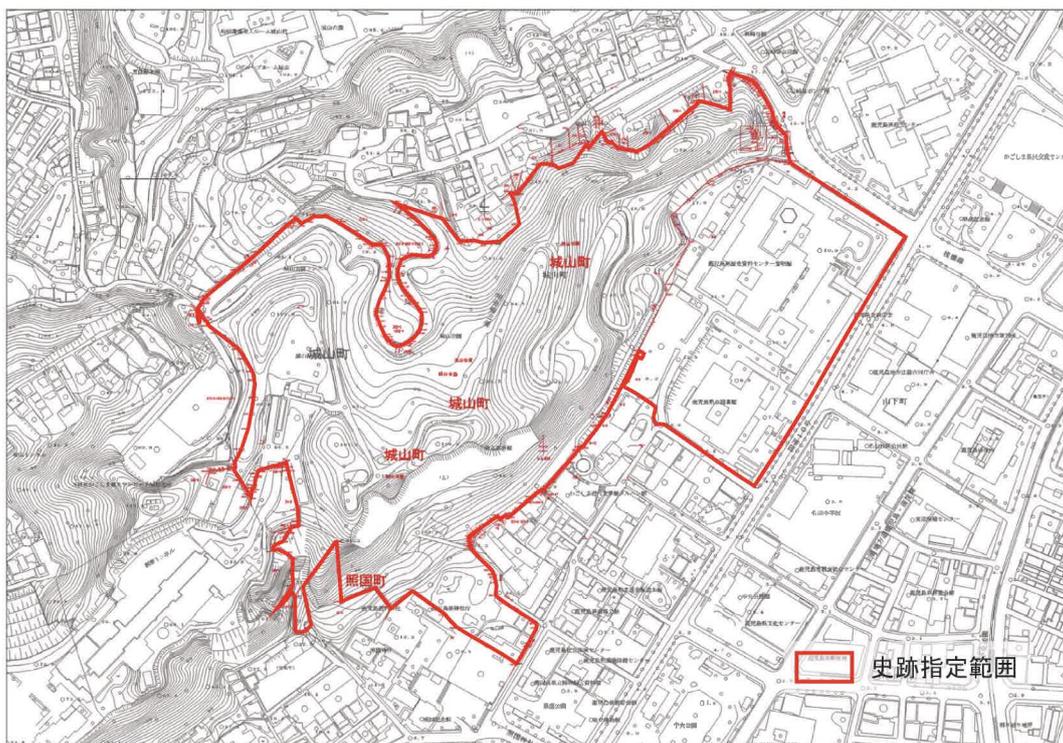


図2-16 史跡鹿児島城跡指定範囲図